平成２５年（フ）第３９号
兵庫県たつの市揖保川町黍田376番地
債務者　吉川　智子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第３７６号
千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目13番22号
債務者　柴崎　義徳
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４４９号
千葉県柏市大津ケ丘４丁目５番地２棟205号
債務者　前田　　悟
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５５５号
神戸市中央区宮本通５丁目１番20号皆吉方
債務者　齋藤　芳子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５６号
神戸市中央区宮本通５丁目１番20号
債務者　港　　廣行
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６５号
神戸市長田区御蔵通１丁目39番地
債務者　大城　秀吉
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５８２号
神戸市東灘区青木３丁目５番14―103号
債務者　キッサあおいこと　鈴木　絹代
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４２号
神戸市中央区生田町１丁目２番20号　アーバンルネッサンス新神戸403、従前の住所神戸市中央区脇浜町１丁目３番６―804号
債務者　光藤　直子
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４６号
神戸市東灘区本山南町８丁目１番１―1015号
債務者　竹田　真理（旧姓中迫）
1　決定年月日時　平成25年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３４号
愛知県あま市甚目寺権現12番地１
債務者　㮈合　純明
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１号
宮城県石巻市不動町１丁目12番１―210号
債務者　山内多香子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１４５４号
愛知県長久手市戸田谷110番地　メゾン山田１―Ｆ
債務者　山田あけみ（旧姓志茂田）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２８３６号
大阪市生野区鶴橋５丁目20―15、住民票上の住所大阪市生野区桃谷５丁目１番22号　スナック　リヨン
債務者　谷川　匡史
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０７８号
大阪府豊中市山ノ上町11番30―203号、住民票上の住所大阪府豊中市千成町１丁目２番22号
債務者　重松　　誠（旧姓古結・伊東）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２８５号
大阪市西区新町３丁目７番11号201
債務者　岡山　勝行
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６０２号
大阪府寝屋川市池田北町28番12号
債務者　藤壷　隆浩
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３６７２号
大阪市旭区赤川１丁目９番11―421号
債務者　三浦　孝平
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７１６号
大阪市城東区関目６丁目14番Ａ―1013号
債務者　高杉　拓正
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部